

JIS

鉄道車両－速度計装置

JIS E 4603 : 2009

(JARI/JSA)

平成 21 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡 本 勲	財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	磯 村 陽 治	社団法人日本鉄道施設協会
	加 藤 裕 裕	財団法人日本鋼索交通協会
	荒 井 稔	東日本旅客鉄道株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	小 澤 宏 一	JFE スチール株式会社
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	小野山 悟	社団法人日本鉄道電気技術協会
	米 澤 朗	国土交通省
	北 野 忠 美	社団法人日本民営鉄道協会
	土 井 利 彦	信号工業協会
	藤 澤 憲 三	鉄道分岐器工業会
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	溝 口 正 仁	社団法人日本鉄道車輛工業会
	室 木 鉄 朗	東京都
	若 月 輝 行	新日本製鐵株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	渡 邊 朝 紀	IEC TC9 国内委員会 (財団法人鉄道総合技術研究所)
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 48.11.1 改正：平成 21.4.20

官 報 公 示：平成 21.4.20

原 案 作 成 者：社団法人日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 淡路町サニービル TEL 03-3257-1901)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 岡本 勲)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 使用条件	2
4.1 周囲温度	2
4.2 振動及び衝撃	3
4.3 湿度	3
4.4 特殊使用条件	3
4.5 電源	3
5 速度計装置の構成及び種類	3
5.1 速度計装置の構成	3
5.2 発電部	3
5.3 補償変換部	4
5.4 表示部	4
6 製品情報	4
6.1 一般	4
6.2 情報の種類	4
6.3 表示	6
7 性能上の要求事項	6
7.1 速度計装置	6
7.2 発電部	6
7.3 補償変換部	6
7.4 表示部	7
8 構造上の要求事項	8
8.1 形状及び寸法	8
8.2 外観	8
8.3 発電部	8
8.4 補償変換部	9
8.5 表示部	9
9 試験	12
9.1 試験の種類	12
9.2 試験項目	12
9.3 試験条件	13
9.4 試験方法	14

	ページ
10 製品の呼び方.....	16
解 説.....	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本鉄道車輛工業会 (JARI) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS E 4603** : 1991 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

鉄道車両—速度計装置

Rolling stock—Speedometer equipment

序文

この規格は、1973年に制定され、その後1回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1991年に行われたが、その後のデジタル式速度計装置の採用などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、鉄道車両の運転台に走行速度を表示するために用いる速度計装置の特性及び試験方法について規定する。ただし、この規格の7.1 d)を除いて、鉄道事業者での車両の保全後の試験には適用しない。また、運転台の速度表示に用いない発電部には、この規格は適用しない。

注記 この規格は、速度計装置の特性について規定するものであるが、この規格によって適合性評価を行うことは、意図していない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1102-1 直動式指示電気計器—第1部：定義及び共通する要求事項

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JIS C 1102-9 : 1997 直動式指示電気計器 第9部：試験方法

JIS C 1103 : 1984 配電盤用指示電気計器寸法

JIS E 4001 鉄道車両用語

JIS E 4031 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法

JIS E 5004-1 : 2006 鉄道車両—電気品—第1部：一般使用条件及び一般規則

JIS E 5006 : 2005 鉄道車両—電子機器

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 1102-1** 及び **JIS E 4001** によるほか、次による。

3.1

発電部

鉄道車両の走行速度を検出するために設けられた出力発生装置。